

# どけん生命共済運営細則

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

どけん生命共済運営細則(以下「細則」という)は、どけん共済会(以下「この会」という)がどけん生命共済運営規定第25条にもとづき、どけん生命共済制度の詳細を細目として定めるものである。

### 第2条(受給資格)

どけん生命共済運営規定第5条1項に定める受給資格があるか否かの認定は、事由発生日を基準としておこなう。

2 再加入者の受給資格発生日は、新規加入者と同じとする。

3 埼玉・神奈川・千葉土建からの移動者の受給資格は、新規加入者と同じとする。

4 どけん生命共済運営規定第2条に定める健康な方とは次のとおりとする。

- ① 組合加入申込時に「誓約書」の健康告知事項及び確認事項に記入した内容とする。
- ② 「誓約書」未記載もしくは一部の記載の場合、受給資格の確認を求める場合がある。

## 第2章 共済金の支給

### 第1節 死亡共済金

#### 第3条(支給対象)

過去に重度障がい共済金(全労済の団体生命共済を含む)を受給していない組合員本人が死亡(病気、事故、自殺等は問わない)したとき。

#### 第4条(受取人の順位)

受取人となる順位は次のとおりとし、請求人が受取人代表となる。

- ① 死亡した組合員があらかじめ指定した者。指定方法はこの会が別に定めた書式による。
- ② 組合員本人の配偶者(内縁関係を含む。ただし、組合員本人、内縁関係の者双方に法律上の配偶者が存在しないこと。)
- ③ 組合員本人の子
- ④ 組合員本人の父母(組合員本人が養子縁組をしている場合は、養父母が実父母に優先する)
- ⑤ 組合員本人の孫
- ⑥ 組合員本人の祖父母
- ⑦ 組合員本人の兄弟姉妹

2 正当な受取人がいない場合は、葬儀、埋葬等をした者が請求し、支給の可否について審査を受けることができる。

3 同順位者に複数いる場合は、代表者1人が受取人代表者となる。その代表者は他の親族等を代表し、親族間等においてトラブルが発生した際は責任を持ちその解決にあたる。

#### 第5条(生死不明の場合)

どけん生命共済運営規定第9条に定める死亡共済金において、生死不明の場合は次のとおり定める。

2 船舶または航空機の事故およびその他の危難(以下「危難」という)にあい、組合員の生死が危難の去った後、次の期間を経過しても分からないとき。ただし、次のそれぞれの期間が経過する前であっても、どけん共済会理事会が組合員が死亡した者と認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

- ① 航空機の事故の場合 30日
- ② 船舶の事故の場合 3か月
- ③ ①、②以外の危難の場合 1年

3 組合員本人が行方不明となり死亡が確認された場合は、死亡推定日を起算日として1年以内を請求期限とし、規定第12条1項は適用除外とする。

## 第2節 重度障がい共済金

### 第6条(支給対象)

過去に重度障がい共済金(全労済の団体生命共済を含む)を受給していない組合員本人が、傷病が治癒し、その後残存する後遺障がい、どけん生命共済規定の別表記載の「身体障害等級表」の第1級、第2級、第3級のいずれかの身体障がい状態に固定したとき。

- 2 請求人は、組合員本人とする。
- 3 症状固定日(認定日)を事由発生日とする。

## 第3章 共済金の請求

### 第7条(死亡共済金の請求手続き)

どけん共済会所定の共済金支給申請書に必要事項をもれなく記入し、以下に定める個人番号未記載の書類を添付して請求する。申請書や添付書類に不備がある場合は、申請書を返却することができる。

2 死亡診断書写しおよび請求人が受取人代表と確認できる個人番号未記載の書類。

- ① 原則として、死亡診断書の写し、戸籍抄本または謄本のうちいずれか。
- ② 請求人が配偶者で内縁関係の場合、請求人の戸籍謄本、および死亡届出後に発行された続柄「未届けの妻(夫)」が記載されている個人番号未記載の住民票をあわせて添付しなければならない。

後者が取れない場合は、死亡届出後に発行された続柄「同居人」が記載された個人番号未記載の住民票、もしくは組合員と同一の住所記載の個人番号未記載の住民票とともに、民生委員、家主または地主の現認書のうちいずれか。

- ③ 組合員、受取人とも外国人の場合は、死亡診断書の写し、個人番号未記載で続柄記載の住民票。
- ④ 受取人代表より上位または同位に複数存在する場合は、当該の者に受取人代表と認める同意書を同意人の印鑑証明書とあわせて添付しなければならない。
- ⑤ 身寄りのいない組合員の場合は、死亡診断書写し・戸籍謄本、および「請求人」と組合員との関係を示す書類を添付して請求しなければならない。

3 この会が定めた申立書。

4 その他、この会が必要と認めた書類。

#### **第8条(重度障がい共済金の請求手続き)**

どけん共済会所定の共済金支給申請書に必要な事項を漏れなく記入し、以下に定める書類を添付して請求する。申請書や添付書類に不備がある場合は、申請書を返却することができる。

2 後遺障害診断書および障がい者手帳等で障がい等級が分かるページのコピー。

3 その他、この会が必要と認めた書類。

#### **第9条(請求期限)**

どけん生命共済運営規定第12条の申請書を提出した日とは、支部において受付けをした日とする。

2 請求期限の起算日は次のとおりとする。

(1)どけん生命共済規定第19条に定める異議申立てについては、共済会事務局が受付けた日。

(2)どけん生命共済規定第20条に定める審査請求については、共済会事務局が受付けた日。

### **第4章 雑則**

#### **第10条(細則の解釈・改廃)**

細則の解釈上、疑義が生じた場合は、本部審査委員会が決議するものとする。

2 この細則の改廃は、理事会で決定する。

#### **第11条(細則の発効)**

2016年2月26日 総代会決定 2016年6月1日発効

2016年5月13日 一部改定総代会決定 2016年6月1日発効